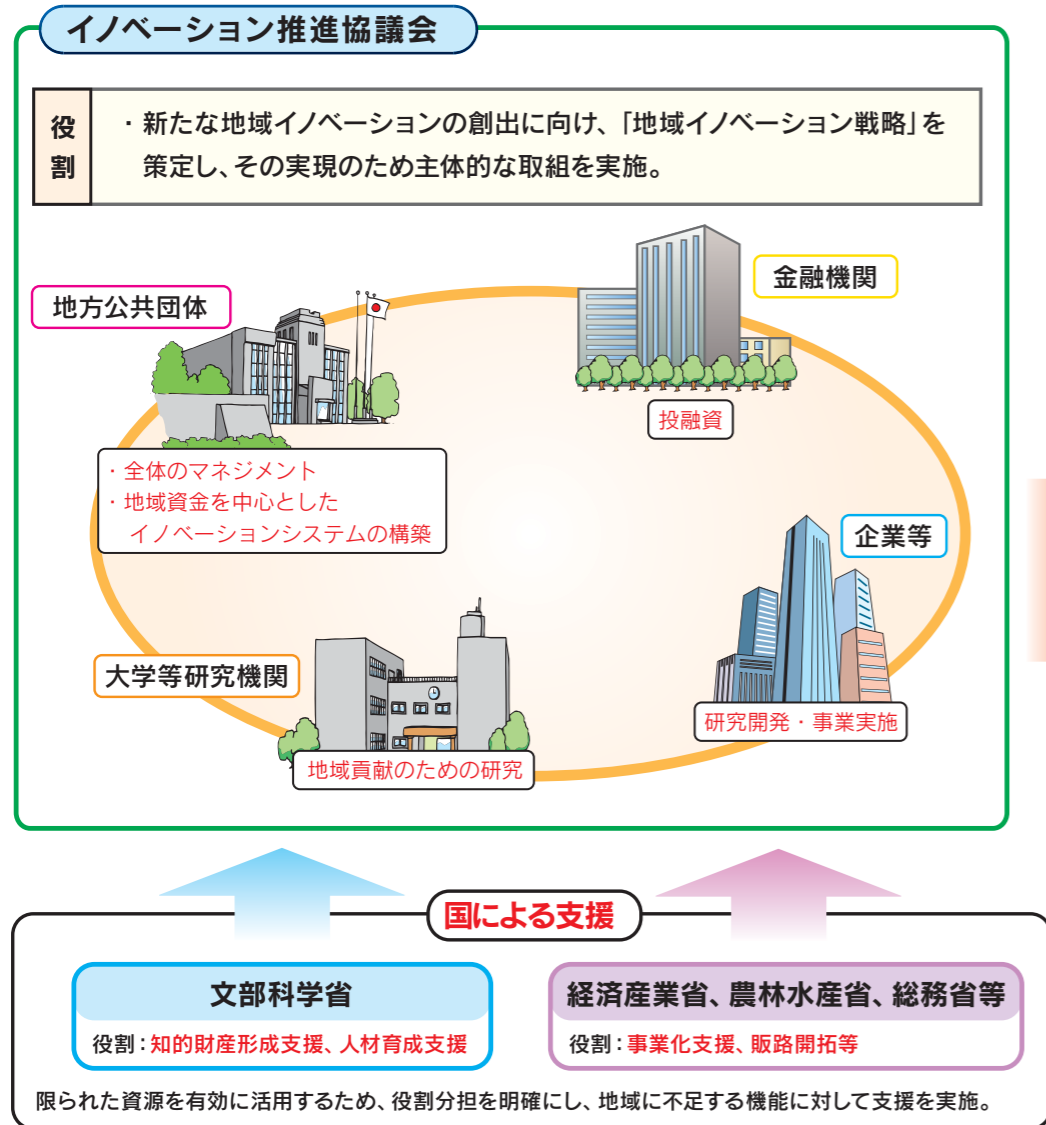


地域イノベーション戦略推進地域について

文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省は、平成23年度から（総務省は平成26年度から）地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を「地域イノベーション戦略推進地域」として共同で選定することとしています。これは、長期的な視点に立った新たな地域イノベーションの創出に向けて、「イノベーション推進協議会」（構成員：地方公共団体、企業等、大学等研究機関、金融機関）を設置し、地域のイノベーション戦略を策定して主体的に事業を実施している地域を、それぞれの地域のポテンシャルに応じて、「国際競争力強化地域」又は「研究機能・産業集積高度化地域」のどちらかに選定するものです。

選定された地域のうち、特に優れた戦略を有する地域に対しては、関係省庁の施策を総動員して、大学における基礎研究から企業における事業化までを切れ目なく支援し、総合的かつ効果的に地域イノベーション戦略の実現を図ることとしています。

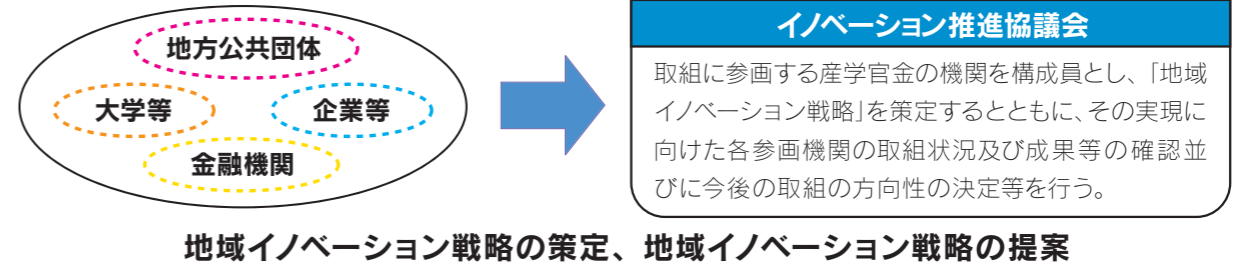
これにより、産学官金が連携して地域の特性を生かして持続的・発展的なイノベーションを創出する仕組みが構築され、活力ある地域づくり、ひいては我が国の科学技術の高度化・多様化や、我が国の産業競争力の強化につながることが期待されます。



持続的なイノベーションの創出による地域の自立化

関係省庁の支援メニューを受けるまでの流れ

① 地域における事業推進体制の構築、イノベーション推進協議会の設置、地域イノベーション戦略の策定



② 関係省庁による地域イノベーション戦略推進地域の共同選定



③ 地域イノベーション戦略支援プログラム等、関係省庁のメニューの選定へ

